平成28年第3回

笠置町議会定例会会議録

(第1号)

平成28年9月14日

京都府相楽郡笠置町議会

# 平成28年第3回(定例会) 笠置町議会 会議録(第1号)

招集年月日	平成28年9月14日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成28年9月14日 9時30分		議長	杉 岡 義 信		
	散会	平成28年9月14日 13時45分		議長	杉 岡 義 信		
応(不応)招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席
	1	田中良三	0	5	瀧口一弥	0	7名
	2	向出 健	0	6	西岡良祐	0	欠席 0名
	3	松本俊清	0	7	石田春子	0	欠員
	4	欠 員		8	杉岡義信	0	1名
地第121年 自121年の 治条よたたた はの りめ者 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	
	町 長	西村典夫	0	建設産業課 長	市田精志	0	
	参与	田中義信	0	人権啓発課 長	増田好宏	0	出席 8名
	総務財政 課 会計 者 理	前田早知子	0	保健福祉 課 長	東達広	0	欠席 0名
	企画観光課 長	山本和宏	0	税住民課長	石川久仁洋	0	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	0	局長補佐	穂森美枝	0	
会 議 録 署名議員	6 番	西岡良	祐	7 番	石 田 春	子	
議事日程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

## 平成28年第3回笠置町議会会議録

## 平成28年9月14日~平成28年9月28日 会期15日間

議 事 日 程 (第1号)

平成28年9月14日 午前9時30分開議

第1	会議録署名議員の指名				
第2	会期の決定				
第3	諸般の報告				
第4	認定第1号	平成27年度笠置町一般会計決算認定の件			
第5	認定第2号	平成27年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件			
第6	認定第3号	平成27年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件			
第7	認定第4号	平成27年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件			
第8	認定第5号	平成27年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件			
第9	議案第31号	平成28年度笠置町笠置会館耐震補強改修及び大規模修繕工事請負契約の			
		締結の件			

#### 開 会 午前9時30分

議長(杉岡義信君) 皆さん、おはようございます。

ことしは、例年になく猛暑が続きまして、9月に入ってもまだ厳しい暑さが続いております。体調を崩さないようお祈り申し上げます。

本日、ここに平成28年第3回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまでございます。

平成24年11月7日の改選後の初議会が開催され、それから早くも4年の任期が目の前に迫り、きょう、ここに任期終了の最終の定例会が開催されました。4年間を振り返りますとさまざまな思いが胸中を去来し、まことに感無量でございます。

議会議員選挙も10月23日に施行されることが決まりました。本日御出席の議員各位には、そろって再度の出馬をされるものと思います。どうか選挙後もこの議場でお会いしたいと思います。各位の御健闘をお祈り申し上げます。

本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別 の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから平成28年9月第3回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

\* F (NOYET) - DAM 4 - AZAMBAXBANA A

議長(杉岡義信君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番議員、西岡良祐君及び7番議員、石田春子さんを指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

議長(杉岡義信君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。会期は本日から9月28日までの15日間に決定しました。

議長(杉岡義信君) 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る7月14日、15日両日、府町村議会議長管内視察研修が開催されまして、出席いた しました。府内の先進的な取り組みを研修することにより見識を深め、町村の諸施策に反映 させるとともに、今後の町村自治のさらなる振興に資する研修でありました。

7月22日、京都ルビノ堀川におきまして京都府町村議会議員研修会が開催されまして、 議員が出席いたしました。地方公共団体の果たす役割の重大さを十分に認識し、地域住民の 代表として地方自治の本旨に基づき、町村議会の責務と役割の重大さを自覚するとともに、 地方自治の発展に尽くし、議員としての資質のさらなる向上及び情報収集に図る研修であり ました。

9月5日、京都市におきまして町村議会議長会主催により府政懇談会が開催されまして、 出席いたしました。京都府知事初め副知事、府幹部の出席のもと、各町村の要望を行いました。

笠置町の要望につきましては、地方創生に関する事項と防災、安心・安全対策について要望を行いました。

また、山城地区議長連絡協議会より、国と府へ国道163号線にかかわる歩道整備及び拡幅、改良等の早期完成並びにJR関西本線の列車体系の維持と利便性の確保と整備促進について及び府道笠置山添線の改良と拡幅の早期完成について要望を行いました。

それに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いました。以上、 議会報告といたします。

なお、議会運営上、議会運営につきまして、今定例会におきまして、不穏当な発言があった場合には、後日会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。 町長(西村典夫君) 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成28年第3回笠置町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には御 多用のところ全員の出席を賜り厚く御礼申し上げます。

ようやく夏の暑さも和らぎ、朝晩は過ごしやすい気候となってまいりましたが、まだまだ 日中は残暑も厳しく、皆様におかれましては体調管理に十分御留意いただきたいと存じます。 行政報告の前に、8月下旬から9月上旬にかけまして、東北・北海道地方や九州地方を襲った台風により被害を受けられました皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日 も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

当町におきましては、幸いなことに昭和60年以降大きな被害は発生しておりませんが、 地すべりの発生しやすい地形であり、土砂災害警戒区域も多くありますので、これからシー ズンを迎える台風や洪水などの自然災害に対して十分な注意と対策について、いま一度確認 する必要があると感じております。

それでは、町政の状況について御報告をさせていただきます。

まず、地方創生について報告させていただきます。

8月1日に、わかさぎの羽ばたくまち笠置創成委員会を開催し、平成27年度に実施しました地方創生先行型事業について事業実施の効果検証をしていただきました。翌2日には議会総合常任委員会で報告をさせていただき、あわせて今後の取り組みに対する御意見もいただいたところでございます。PDCAサイクルにより、効果的な事業実施を進めたいと考えております。

また、6月議会において地方創生推進交付金にかかわる事業について予算計上し、可決いただきましたが、8月31日に、事業費3,400万に対し1,700万円の国庫補助金の交付決定がありました。現在、加速化交付金事業に取り組んでおりますが、この推進交付金事業についても年度内実施に向けて取り組んでいきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

今回、本定例会に御提案申し上げる案件は、決算認定5件、議事案件は補正予算3件を含む5件でございます。

なお、決算監査につきましては、8月8日から10日までの3日間にわたり、各課の監査をお願い申し上げました。後ほど意見書として御説明いただけると思いますが、講評では、町税などの未収金の取り扱いや不納欠損処分の取り扱いなどについて御意見をいただきました。御指摘いただいた内容については速やかに対応していくよう指示いたすところでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。議長(杉岡義信君) これで諸般の報告を終わります。

議長(杉岡義信君) 日程第4、認定第1号、平成27年度笠置町一般会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 認定第1号 平成27年度笠置町一般会計決算認定の件について提案説

明を申し上げます。

平成27年度笠置町一般会計の歳入総額14億7,879万4,396円、歳出総額13億6,817万9,611円、歳入歳出差引額1億1,061万4,785円、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源3,032万5,000円、継続費として翌年度に繰り越すべき財源1,484円、実質収支額8,028万8,301円、地方自治法第233条の2の規定により基金に繰り入れる額は4,100万円となっております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉岡義信君) 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、認定第1号、平成27年度笠置町一般会計決算認定の件につきまして概要説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

決算書につきましては1ページをお願いいたします。それから参考資料につきましては 2ページとなっております。

説明に当たりまして、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。 なお、不納欠損額及び収入未済額の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、 御了解いただきたいと思います。

それでは、説明させていただきます。

まず、1款町税、1億5,287万3,000円、1億7,134万7,800円、1億5,839万7,157円、92万476円、1,203万167円、552万4,157円。

2款地方譲与税、635万円、653万7,000円、653万7,000円、18万7,000円。

3款利子割交付金、41万円、38万7,000円、38万7,000円、マイナス2万3,000円。

4款配当割交付金、80万円、114万1,000円、114万1,000円、34万 1,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、41万5,000円、109万8,000円、109万8,000円、68万3,000円。

6款地方消費税交付金、2,500万円、3,084万円、3,084万円、584万円。 7款ゴルフ場利用税交付金、4,400万円、4,199万599円、4,199万599円、4,199万

8款自動車取得税交付金、130万円、191万7,000円、191万7,000円、61万7,000円。

9款地方特例交付金、6万円、9万円、9万円、3万円。

次のページに移らせていただきます。

10款地方交付税、7億4,940万8,000円、7億9,474万5,000円、7億9,474万5,000円、4,533万7,000円。

11款分担金及び負担金、441万8,000円、632万4,982円、627万3,542円、5万1,440円、185万5,542円。

12款使用料及び手数料、1,527万円、1,742万9,038円、1,394万8,168円、348万870円、マイナス132万1,832円。

13款国庫支出金、2億3,241万1,000円、9,163万9,461円、9,163万9,461円、マイナス1億4,077万1,539円。

14款府支出金、8,973万9,000円、8,805万2,004円、8,805万2,004円、8,805万2,004円、マイナス168万6,996円。

15款財産収入、530万8,000円、528万4,836円、528万4,836円、マイナス2万3,164円。

16款寄附金、95万9,000円、95万8,500円、95万8,500円、マイナス500円。

17款繰入金、2,258万9,000円、2,136万7,181円、2,136万7,181円、マイナス122万1,819円。

18款繰越金、2,646万9,000円、2,646万9,955円、2,646万9,955円、955円。

5ページに移ります。

19款諸収入、7,585万6,000円、7,739万2,993円、7,739万2,993円、153万6,993円。

20款町債、1億8,311万5,000円、1億1,026万5,000円、1億1,026万5,000円、マイナス7,285万円。

歳入合計は16億3,675万円、14億9,527万7,349円、14億7,879万4,396円、92万476円、1,556万2,477円、マイナス1億5,795万5,604円となります。

続いて、歳出に移らせていただきます。

決算書につきましては7ページとなります。

歳出につきましても、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、 予算現額と支出済額との比較の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

なお、翌年度繰越額の額の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、御了承い ただきたいと思います。

それでは、1款議会費、5,158万7,000円、5,108万3,223円、50万3,777円、50万3,777円。

2款総務費、5億6, 354万5, 143円、4億4, 218万3, 240円、1億292万5, 840円、1, 843万6, 063円、1億2, 136万1, 903円。

3款民生費、3億5,884万1,000円、3億3,903万9,914円、540万644円、1,440万442円、1,980万1,086円。

4款衛生費、1億4,619万円、1億3,801万4,275円、817万 5,725円、817万5,725円。

5 款農林水産業費、2,071万6,000円、2,010万686円、61万5,314円、61万5,314円。

6款商工費、5,693万5,000円、5,473万1,788円、220万3,212円、220万3,212円。

7款土木費、2億1,639万6,000円、1億956万6,363円、9,787万5,000円、895万4,637円、1億682万9,637円。

9ページに移ります。

8款消防費、6,233万7,000円、6,147万3,127円、86万3,873円、86万3,873円。

9款教育費、6,154万9,000円、5,806万5,000円、348万4,000円、348万4,000円。

10款公債費、9,093万8,000円、9,079万995円、14万7,005円、 14万7,005円。

- 11款諸支出金、1,000円、ゼロ円、1,000円、1,000円。
- 12款予備費、59万4,857円、ゼロ円、59万4,857円、59万4,857円。
- 13款災害復旧費、712万円、313万1,000円、373万3,000円、25万6,000円、398万9,000円。

歳出合計は、16億3,675万円、13億6,817万9,611円、2億993万4,484円、5,863万5,905円、2億6,857万389円です。

続いて、139ページをお願いいたしたいと思います。実質収支に関する調書となっております。

歳入歳出差引額が1億1,061万4,785円、継続費として翌年度へ繰り越すべき財源が1,484円、繰越明許費として翌年度へ繰り越すべき財源が3,032万5,000円で、実質収支額は8,028万8,301円となります。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により基金に繰り入れる金額を4,100万円としております。

続いて、140ページにつきましては、地方消費税交付金と社会保障分として上がってきているものの充当先を掲載しております。

141ページ以降は、財産に関する調書となっております。以上、簡単ではございますが、一般会計の歳入歳出決算について説明を終わらせていただきます。

議長(杉岡義信君) 監査結果報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員(西岡良祐君) それでは、監査報告を実施いたします。

意見書の朗読をもって監査報告にかえさせていただきます。

#### 意見書

## 1、審查対象

- (1) 平成27年度笠置町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (2) 平成27年度笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (3) 平成27年度笠置町簡易水道特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (4) 平成27年度笠置町介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (5) 平成27年度笠置町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類
- (6) 財政健全化判断比率の状況
- (7) その他関係帳簿及び台帳
- 2、決算審査日 平成28年8月8日月曜日、9日火曜日、10日水曜日に実施いたしま

した。

3、出席者、町長、参与、総務財政課長兼会計管理者、関係課長 審査の総括意見を朗読いたします。

## 審査の総括意見

平成27年度笠置町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び決算書附属書類について、 関係法令に準拠して作成されているかを確認し、各種帳簿、証書類及び各課等から提出され た関係書類と照合した。

あわせて、予算の執行状況及び決算の内容について、関係職員から説明を聴取し審査した 結果、決算書、出納簿、歳入簿、出納証書類において、間違いなく整理され、正確かつ適正 なものであったと認めた。

当該年度の決算審査において、歳入面では昨年度の決算監査に引き続き、町税を初めとする各種収入に対する未収金の取り扱い並びに不納欠損処分に至るまでの経緯や事務経過について監査した。中でも、税収については、その自治体における一般財源のかなめであり、かつ自治体の公正公平な運営の基盤業務であるため、自治体と住民の信頼にもつながることから、その徴税については十分な理解と意識を高められ、納税者に対し一層の納入促進を図るよう努められたい。

歳出面では、これまで同様、その予算計上、執行状況並びに不用額について審査を行ったが、とりわけ委託等業務に関する手順や手法について重点的に行った。

現在、住民及び地域から行政に求められるニーズや業務量については年々増加しており、 小規模自治体においては、その財政状況と職員数等と比較して多大となっていることから、 事務の効率化や財政健全化の観点により、指定管理者制度を初め業務の一部もしくは全部を 委託等する傾向が見られる。

従来から財政状況が厳しい本町においても、職員の絶対数が少ない状況にあって、事業者へ業務委託をしている数は少なくないが、その業務の緊急性や特殊性などいろいろな契約内容があると思われるが、その支払いの算定基礎、根拠となる部分については再度組織として調整をいただきたい。

また、専門的で特殊な業務に対しても、事業者に対して委託等をしている状況下にあり、 その仕様においては、当町における現況並びに将来の展望を十分配慮、考慮し反映させたも のであるとは思うが、全てを自業者任せにし、当町の実情とかけ離れたものとならないよう 改めて意見する。 最後に、住民からも大いなる期待を寄せられている地方創生施策については、現在執行している各種施策との関連も踏まえ、今後のビジョンを確立、推進しつつ、かつPDCAサイクルによってよりよい成果を生むよう模索し、今後もふえ続けていくことが想定される福祉関連事業を初めとする住民サービスのニーズや期待にも応えられるよう、縦の連携だけでなく横の連携を密とした中で、計画的かつ適正な行政運営、予算執行に努められることを強く望んで、総括意見とする。

#### 審査の結果

## (1) 決算規模

平成27年度笠置町一般会計及び特別会計の決算は次のとおりである。 次の表を参照してください。

## (2) 決算収支

平成27年度決算額は、一般会計においては、歳入総額14億7,879万4,000円、 歳出総額13億6,818万円、形式収支額となる歳入歳出差引額は1億1,061万 4,000円を計上している。また、翌年度に繰り越す事業に必要な財源3,032万 6,000円を除いた実質収支額は8,028万8,000円となり、単年度収支額は 4,570万4,000円の黒字となった。

また、全特別会計においては、歳入総額7億1,977万7,000円、歳出総額6億4,532万5,000円で、歳入歳出差引額は7,445万2,000円を計上している。

#### (3)予算の執行状況

歳入は、一般会計、特別会計合わせて予算現額23億854万9,000円に対し、決算額21億9,857万1,000円で、収入率は95.2%となっている。

歳出は、一般会計、特別会計合わせて予算現額23億854万9,000円に対し、決算額20億1,350万5,000円で、執行率は87.2%となっている。

一般会計及び特別会計、それぞれの執行状況は、次のとおりであります。 表を御参照ください。

#### (4) 財政状況等について

#### 一般会計

平成27年度における決算額は、歳入総額14億7,879万4,396円、歳出総額13億6,817万9,611円で、歳入歳出差引額(形式収支)として1億1,061万4,785円を計上している。また、翌年度に繰り越すべき財源となる金額3,032万

6,484円を除いた実質収支としては8,028万8,301円の剰余金を計上している。 昨年度において、減債基金を取り崩し地方債の繰上償還を実施したことが一つの要因となり、公債費の後年度負担を低減した結果、自治体の財政の健全化判断基準の一つである実質公債費比率は昨年度の13.1%から8.5%へと大幅に改善された。ただし、この改善されたもう一つの大きな要因は、当該比率を求めるに際し用いられる経常の一般財源である普通交付税の増額によることとされ、当町のように予算規模が小さく、かつ歳出に対して収入が少なく交付税に頼らざるを得ない自治体ほど、その影響を大きく受けている状況を示しているものと思われる。交付税は地方交付税法によって定められていることから、その年の国の地方財政計画によって左右されることとなるため、安易に当該比率の改善がなされたと解釈できない部分もある。ハード事業を初めとする事業実施をするに当たっては、その財源に一般財源を充当することは極力抑えたいこととして、充当率並びに交付税算入率の高い過疎対策事業債などの地方債の発行を余儀なくされるが、その事業実施並びに起債に際しては、その事業の必要性はもちろんのこと、十分に後年度負担を考えた上で今後も実施されたい。

一方、歳出面においては、国庫補助金や府補助金をうまく活用した事業展開をしつつ、費用対効果の側面から町単独事業の見直し、事務事業の精査、また経費の節減など経常経費の 見直し等に以前より努められているところである。

そうした中で、笠置町でも地方創生プロジェクトが昨年度より始動しており、今後の笠置 町の歩むべき道を示す実施プランなどの選定、実行が期待されるところである。

実施プランにはさまざまな分野が盛り込まれ、そうした中で事業者に対し事業委託等を実施されるとは思うが、総括意見でも述べたように、その事業の仕様については笠置町としてどのようなまちづくりを構想しているか、将来の展望はどのように考えるのかなどを十分吟味した中で設定し、また、その契約内容などについては相互間でしっかりと確認をしておくことが大切である。

地方創生プロジェクト事業に限ったことではないが、さまざまな事業において委託事業や 雇用事業が存在するが、笠置町財務規則によれば、その契約の内容やその金額によっては契 約書の作成を省略できるものとされているけれども、相互間において発注、受注内容を明確 に確認できる状態を残しておく必要があると考える。また、その対価として支払われる支出 に関しても、今までの慣例をそのままなぞらえるのではなく、その支出根拠を再確認するこ とも必要であると考える。今まで、その相互間においてトラブル等はなかったこととは思う が、公金を扱う行政機関として再認識され、さらなる進境を果たしていただきたく意見を付 したい。

最後に、これまでも真摯な姿勢で財政の運営に努力されてきたことにより一定の財政健全 化の兆しが見られてきたが、10年、20年、さらに先を見据えた笠置町のビジョンを確立 され、今後もよりよい笠置町を築き上げていただくよう期待いたします。

次に、財政健全化審査意見書について。

#### 平成27年度財政健全化審查意見書

#### 1、審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

#### 2、審査の結果

## (1)総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、 いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

表ですけれども、実質公債費比率が、平成26年度は13.1、平成27年度は8.5になっております。早期健全化基準は25%であります。将来負担比率についても、平成26年度17.9、平成27年度は一(バー)表示をされております。これは、それぞれ赤字とならなかったため、一(バー)として表示しております。早期健全化基準は350%であります。

#### (2) 個別意見

#### ①実質公債費比率について

一般会計における審査結果でも触れているが、年々当該比率が改善されていることは好ま しく、今後も引き続き公債費の適正化に努められたい。

#### ②将来負担比率について

平成27年度の将来負担比率は一(バー)としており、当該比率の算定上においては将来 負担が全くないように思われるが、この比率が改善された要因の一つが普通交付税の増収、 いわゆる地方交付税法における笠置町の標準財政規模の増大算定によるものであることに鑑 み、楽観視することなく、今後も引き続き将来負担比率の抑制に努められたい。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はなし。

## 平成27年度経営健全化審査意見書

#### 1、審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

#### 2、審査の結果

#### (1)総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

表については、資金不足比率、26年度—(バー)、27年度—(バー)、経営健全化基準は20%であります。

資金不足比率が赤字とならなかったため、― (バー)として表示されております。

## (2) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。以上で監査報告を終わります。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し同一 議題について3回ですので申し添えます。質疑はありませんか。石田さん。

7番(石田春子君) 7番、石田です。

先ほど、会計監査を読んでいただきましたんですけれども、決算書を見るときに予算書の 不用額がたくさん出ておりますので、それをちょっとお聞きしたいと思います。

議長(杉岡義信君) 総務財政課長兼会計管理者。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

不用額についてですけれども、本年度、27年度の最終の補正予算で加速化交付金にかかわるものとか、それから工事関係でしたら笠置山線に係る事業費を予算計上させていただいております。こういうものにつきましては、最後、繰り越ししたものもございますが、約1億ほどの28年度への事業の繰り越しをしておりますので、その分がかなり大きく、例えば総務費それから土木費の中で不用額がたくさん出ておりますが、それは翌年度繰り越すことになっております。例えば7ページ、8ページですけれども、総務費の中で翌年度繰越額というのが1億292万5,840円となっております。これは、この分が全て翌年度に繰り越すものとなっておりますので、支出済額との差がたくさん出ているところもあるかと思いますが、その点をちょっと御理解いただきたいと思います。

それ以外の出ておりますものについては、事業内容の見直しであったり事務経費の見直しであったり、節約したということもございます。

事業をしていないから残ったということではないということを御理解いただけたらと思います。

議長(杉岡義信君) 石田さん。

7番(石田春子君) 7番、石田です。

決算書に附属書類として各担当課が不用額調書を提出されていることを町長は御存じですか。各課より不用額を提出しているのを、町長はちゃんと目を通しておられますか。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 目を通しております。また、その決算書を読ませていただいて、そういう不用額が、今、会計管理者のほうから説明ありましたように、そういう笠置山線、また加速化交付金などの交付決定がおくれて、それが年度末にありましたので、そういうものが繰り越した事業になっておると。そういうことで、不用額はそれを執行するのではなくて、それを繰り越した分になるということの不用額として計上されている、そのように理解をしております。

議長(杉岡義信君) 石田さん。

7番(石田春子君) 7番、石田です。何度もすみません。

産業振興会館の予算として、年間821万3,000円支出されていますが、振興会館の売り上げとして200万八千二百何ぼしかありませんけれども、差し引き601万1,300円の赤字となっておりますけれども、この件に対して、今後、駅前で活性化をして、事業として管理人をつくって赤字を補塡する考えはないですか。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 振興会館におけるそういう運営におけます赤字について、今までもいろんな議論を重ねてきたところでございます。今、28年度中に駅舎改修に向けて人を呼び込むようなそういう取り組みをしておりますし、28年度中にはそういうものができ上がってくると考えております。

そういう中で、駅舎また振興会館を一体化して、駅前周辺もあわせてやるように予定して おりますので、駅舎改修とともに振興会館がもっと利用していただくように、それをあわせ て計画をこれから進めていき、振興会館の健全な運営に努めていきたい、そのように考えて おります。 議長(杉岡義信君) 石田さん。

7番(石田春子君) 7番、石田です。

もう一つだけ。駅前の駐車場の件で、この前ちょっと課長に聞きましたんですけれども、 年間1台しか、500円しか上がっていないと聞きましたんですけれども、それの表示をど こにしてあるんですか。わからなかったら、1日置いていても、誰も、振興会館から見に行 ってくれるかわからへんけれども、私も一度置いたことありますねんけれども、その表示が なかったら勝手に置いていてもわからないわね。それをちょっとお聞きします。

議長(杉岡義信君) 企画観光課長。

企画観光課長(山本和宏君) 御指摘のありましたように、あの駐車場においては表示はできておりませんでした。すみません。その辺で、また表示看板なりを設置したいと思いますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

臨時福祉給付金ということで108万6,000円が決算の上で上がっております。この 給付対象の件数と申請件数はどうなっていますか。未申請の方はどれぐらいおられるのでし ょうか。そのことについて、答弁を求めます。

議長(杉岡義信君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。ただいまの向出議員の御質問についてお答え します。

臨時福祉給付金につきましては、社会福祉費のほうで支払っておりまして、社会福祉費の 負担金補助及び交付金のほうで、27年度といたしまして臨時福祉給付金、交付者は 181名に交付しております。申請につきましては、ちょっと資料を持ち合わせていません が、記憶によりますと十数名でして、不支給決定したのは十数名ということで、正しい数字、 もし御必要でしたら後ほど調査してお答えさせてもらいますが、十数名というふうなことに なっております。

窓口のほうで対象、対象でないという、一次的な指導というんですか、わかる範囲ではさせていただいていますので十数名になったと考えております。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

議長(杉岡義信君) 向出君、質問するときにページ数をお願いします。

2番(向出 健君) 了解しました。

議長(杉岡義信君) 何ページということで。

2番(向出 健君) 決算書の94ページに臨時福祉給付金事業として上げられております。

今の答弁、申請件数の中で対象か対象でないかわかる場合はそういう指導をしているということでしたけれども、臨時福祉給付金の対象要件というのは決まっているはずですので、 役場として、笠置町としてどの方が対象かどうかというのは調べればわかるんではないかというふうに考えるわけですけれども、この点はいかがなんでしょうか。

また、未申請の方がどれぐらいいるかというのも、そうした対象件数が割り出せれば、実際の件数との比較でわかってくるのではないでしょうか。こうしたことは取り組まれていかないんでしょうか。その点いかがなんでしょうか、答弁を求めます。

議長(杉岡義信君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。

ただいまの御質問につきまして、まず、スタンスなんですが、26年度にこの臨時福祉給付金が開始されて、そのときに共産党さんのほうは全く国レベルの試算ではじき出した数字、これはあくまで概数ですよということで申し述べた中で、それを確定数値のような形で捉えられたところに今の御質問があると思うんですが、この支給要件というのは、先ほど言われたように決まっています。均等割の非課税、それから課税者に扶養されていない方、これが一番基本的な要件になるわけでございますが、大まかには数えれば捕まえられます。ただ、捕まえられない部分というのは当然あるわけで、この180名、予算もその近い数字を立てさせていただいたところでございますが、何を対象にしたかというと、これは26年度の対象者であったであろう数字を持ってきております。ですので、予算的には60万の不用額を出しておりますので、6,000円ですので、それだけの人数の差が出てきているわけですけれども、支給要件で人数をかっちりつかむというのは不可能であるということはここで申し述べさせていただきます。

そのときの報道もすごいものがありまして、その確定数値、概算で出して、国の基準によったわけなんですが、笠置町の場合かなりの誤差が出ました。その部分を不支給であるような報道をされたというのは、いまだに私としては容認できないところではございますが、そういうことで、確たる支給者というのははっきりとしないというのは、再度申し述べさせていただきます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

今、お尋ねもしていないことの答弁もちょっと含まれていまして、やはり聞いたことにの み回答をお願いしたいと思います。

臨時福祉給付金、今、対象件数を正確につかむのは難しいというふうに答弁をされました。 そうであるならば、周知徹底のところに力を入れるということが非常に重要になってくるん ではないかと思います。これまでも、はっきりしないという形で、周知徹底を求めたところ、 なかなか十分にやっているんだという答弁でありましたけれども、例えば車などで宣伝に回 るとか、そういった工夫ももっと進められて、未支給の方、本来対象になるのに申請をされ ていない方、またそういう方をなくすための努力というのを当町としても一生懸命取り組ん でいただきたいと思います。その点いかがなんでしょうか、答弁を求めます。

議長(杉岡義信君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、当然、各戸配布あるいは防災無線、それから各種機関を通じた、特にお年寄りには丁寧な説明が必要ですんで、関係機関を通じて周知徹底を図っているつもりでございます。当然、100%というわけにはいきませんが、いろんな機会を捉まえて啓発をしているつもりではございますが、また28年度も実施いたしますので、一緒に御活動いただければ幸いかと思います。以上でございます。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

決算書の118ページに有害鳥獣捕獲委託が上がっております。この有害鳥獣の捕獲目標 と実際の捕獲数はどうなっていますか、答弁を求めます。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長(市田精志君) 失礼いたします。ただいまの向出議員の御質問にお答えさせて いただきたいと思います。

決算書118ページ、有害鳥獣捕獲委託ということで、64万円ということで決算額を計上させていただいております。

この委託先というのが笠置町猟友会さんのほうにお願いをしておりまして、今現在、猟友会の会員様4名で年間捕獲の活動を行っていただいているというところでございます。具体的に、御質問をいただきました年間の捕獲頭数でございますが、平成27年度の実績で申し上げさせていただきますと、イノシシが11頭、鹿が6頭、アライグマが5頭、ハクビシン

が1頭といったような内訳になっております。あと、具体的な捕獲目標、何を何頭ということにつきましては、年間計画としては定めておりませんが、捕獲許可を出させていただく際に、おおよそどれほどの頭数を捕獲する予定だというものがございまして、それを何頭捕獲してもよろしいですよという許可証の積み上げの数字といったもので申し上げさせていただきますと、例えばイノシシなんかですと、銃器並びに捕獲おりも含めますと年間190頭というような許可は出させていただいておりますが、実質問題は、先ほど申し上げましたとおり11頭の捕獲にとどまっておるということでございます。以上です。

議長(杉岡義信君) 向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

有害鳥獣は皆さんの大変関心事であります。農作物だけの被害ではなくて、屋根瓦を壊すなど、また身の危険を感じるなどそういった大事な問題であります。今、年間の捕獲目標は立てていないということでしたけれども、やはり、こうした被害をなくすためには明確な目標数値を設定して、そして実際にどれぐらいとれたのか、そしてその目標が達成できないとすればどこに課題があるのか、そういったことを明らかにしていくことが大事だと思います。そういった点はいかがでしょうか、答弁を求めます。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長(市田精志君) 失礼いたします。

ただいまの向出議員さんの御質問でございますが、有害鳥獣の捕獲につきましては有害鳥獣捕獲対策協議会という組織を設けておりまして、年1回総会を開催させていただいております。その中で、それぞれ協議会のメンバーとなっていただいております各地区長様並びに関係団体、森林組合さんでありますとか農業委員会でありますとか、そのような各種関係機関のほうからも出席していただいて、被害の実態等をお伺いした中で対策等を講じているところでございます。

ただ、年間数値目標につきましては、どうしても狩猟法とかいうものとの関係がありまして、銃器による捕獲なんかも実際にできる場所、できない場所というもの、かなり厳しく規制されているところでもございます。また、銃器なんかでも1度の許可で出せる期間というものが法的に決まっております。その法的な期間が一旦満了になりますと、その後も引き続き被害が続いているかどうかということの調査をした中で再度次の許可を出させていただくというようなことで、ワンスパン、ワンスパン、それぞれに実情等を調査させていただいているところでございます。

大きな意味で、年間の数値目標ということよりも、その都度、許可の更新時に実態調査というもの、簡単なものでございますが、引き続き出没している形跡があるであるとか作物や生活被害の実態があるということを調査した中で継続というような形での許可を出させていただいておりますので、その辺は実態に応じた活動ができているのではないかというふうに考えてはおりますが、引き続きまたそういった協議会等の中で各種委員さんの御意見も聞きながら、またよりよい方法があれば検討していきたいと、このように考えております。以上です。

議長(杉岡義信君) 向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

この間も含めまして、ずっと長年の課題というのが有害鳥獣の問題だと思うんですけれども、先ほど猿のことについては件数を上げられていませんでしたけれども、やはりこうした被害を現実に減少させていくためには、実際にどれぐらいの頭数を捕獲すれば被害が減少するのかと、そういった関係をしっかりとつかんで、やはり目標としてどれぐらいの捕獲を目指せばいいのかというのを割り出して、そしてそのもとで実行して、実際の捕獲実数と比較をしていってまた課題を見つけ出して、例えば捕獲する人数が少ないのであれば、そこに手当てをしていくなどの課題も見えてくるんではないかと思うわけですけれども、今の状況だとそうした形のものがはっきり見えないというふうに考えられるわけですけれども、そのあたりのことについてはもう一切、今の状況のまま進んでいくと考えているのか、やはりもっと根本的に有害鳥獣対策を転換していくと、そういう考えはおありなのでしょうか。その点、最後にお聞きをしたいと思います。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長(市田精志君) ただいまの向出議員の御質問でございますが、先ほど冒頭でも申し上げたとおり、現在、笠置町で有害鳥獣捕獲の委託をしております猟友会さんのメンバーさんは4名ということになっております。この狩猟者というものの減少がやはり有害鳥獣の増加につながっておるということは、これ国のほうも十分認識しておるところでございまして、京都府も同様でございます。府民だよりなんかも使いまして、皆さんもハンターになりませんかというような狩猟免許の取得についてPRするようなチラシ等も配布した中で、有害鳥獣の捕獲に参加等していただける人材の確保というものに対していろいろ手だてを打っていただいているところでございますが、なかなかふえないというところが実情でございます。

また、先ほどから捕獲目標とか数値目標なことをおっしゃられるわけでございますが、大きなレベルでの話になりますと、例えば環境省なんかですと、野生の鹿なんかは現状の生息数を半数近くに減少させると。それが正しい個体数というような、一定そのようなことは示されておりますが、実際問題、笠置町で鹿がどれだけ生息しておって、イノシシがどれだけ生息しておって、それを半数まで削減するとなると何頭とらなければならないかということにつきましては、なかなか正確な生息数を把握するということ自体、以前も一度御質問等いただいたかとは思うんですが、非常に困難なものでございます。ましてや、野生動物ですので同じところにいてるというようなことも少なく、一定テリトリーを移動しておるという中で、そういった現状把握というのが非常に難しいところがございます。

そうした中で、その都度その被害の状況等を確認して必要な許可を継続して出させていただいているということで、現状維持的なものではないのかというふうなお話になるかもわかりませんが、今後も引き続き狩猟免許の取得等をPR等させていただきまして、猟友会さん等の活動に参加していただける人数をちょっとふやしていきたいと。そのような活動につきましては、今後引き続きやっていきたいと、このように考えております。以上です。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。松本君。

3番(松本俊清君) 3番、松本です。

ちょっとお聞きしたいんですが、2ページです。

歳入の部で、町税で不納欠損金が92万円計上されておりますが、いろいろ検討されて、この欠損で計上されたと思うんですが、何といっても町税が一番重要ですんで、そういう点、どういうPRをされて、どういう処理をされて、この92万円を落とされたのか。また、収入未決済のうちで900万上がっていますが、この中にも27年度落とされなかった金額が入っているのかどうかを説明お願いします。

議長(杉岡義信君) 税住民課長。

税住民課長(石川久仁洋君) 失礼いたします。松本議員の御質問にお答えしたいと思います。 不納欠損に至る経緯でございます。

不納欠損に至るものにつきましては、まずは滞納処理というところから入ってくることでございます。滞納処理につきましては、納期限後、それぞれの税額の納期限後20日以内に督促状が送られることになります。その後、督促状の納期限、おおむね送付後の10日後ぐらいになるんですけれども、それが過ぎましたら地方税機構に移管されることになります。地方税機構では、現年分30万円以下のものや既に滞納のある納税者のものでなければ催告

センターに送られ、催告書が毎月送られることになります。その後、納付や連絡等ない場合 は地方事務所対応となりまして、資産等の調査が行われ、差し押さえ予告等が送付され、納 付がない場合、給与、預金、生命保険や不動産などが差し押さえられる、そういった処置が とられるということになっております。

しかしながら、そのような対応が行われておっても、機構の調査、財産調査を行うわけでございますが、その調査等で滞納処分ができる財産、先ほども言いましたように預金、給与、生命保険、不動産などが、十分調査を行っておりますが、しかしながら、調査の結果、滞納処分できる財産などがないと判断された場合、また、処分をしてしまいますと生活を著しく強迫するおそれがある場合、滞納処分の停止をすることになります。また、この執行停止が3年継続した場合は納入の義務が消滅し、地方税法第15条の7の4項によりまして不納欠損というような取り扱いになります。

また、滞納者が死亡いたしましたり相続人に差し押さえる財産がない場合、また滞納法人が廃業した場合など再開が見込めない場合には、これは即時消滅という形になりまして、地方税法第15条の7、第5項によりまして不納欠損というような処置になっております。

最後に、また法定納期限の翌日から起算いたしまして5年間行使しないときは、地方税法 第18条によりまして時効消滅ということになりまして、不納欠損処理を行っている、この ような手順を踏みまして不納欠損処理というのを行っているところでございます。以上でご ざいます。

1点、収入未済金のところで、27年度の分があるかないかということでよろしかったで しょうか。御質問の中身について。

収入未済金の中は現年の分を、27年度分の未済金を含んでおります。以上でございます。 議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。松本君。

3番(松本俊清君) 3番、松本です。

今の説明で一応わかったんですが、もう少し、私ちょっと追加した収入未済分の900万、 その中でこういう負債というのはないのかということをお尋ねしたんです。それで、今説明 してもらったことは重々わかるんですが、今後、京都府の納税協会も通じてこの回収に努め てもらいたいと思います。

次、124ページ。

ここに、笠置町観光協会補助金90万円が出ているんですが、これはどの時期に支払われるのか。一応、この協会も解散しておりますし、いつ支払われたんか。それをちょっと説明

お願いしたいと思います。

議長(杉岡義信君) 企画観光課長。

企画観光課長(山本和宏君) 観光協会への補助金の支出時期でございますけれども、大体年 度当初の5月ぐらいに毎年支出をしています。

議長(杉岡義信君) 松本君。

3番(松本俊清君) 3番、松本です。

今、説明聞いたんですが、こういう補助金、これは年度初めに全額支払うということですか。これ解散はいつされたんですか。それまでの期間の金額が90万円ということですか。 ちょっとそれ説明してください。

議長(杉岡義信君) 企画観光課長。

企画観光課長(山本和宏君) 毎年、年度初めに請求をもらって、当初に払って、そして最終 的には実績報告等を提出していただいているような形をこれまでずっととってきております。 以上です。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

平成27年度笠置町一般会計決算の反対討論を行います。

住民の暮らしは大変になるばかりです。年金は減らされ、税や保険料の負担は重くのしかかっています。自治体の役割は、国の悪政にきっぱり反対し、住民の暮らしを守り、福祉の向上を図ることです。高過ぎる国保税、負担増が続く後期高齢者医療の保険料、不景気を招く消費税など、住民の暮らしを圧迫する問題は山積みです。しかし、当町はこうした問題に手当てもせず、国の悪政、制度改悪にただ従う姿勢しかありません。町財政が苦しいと、国の悪政を住民にそのままかぶせています。町財政の暮らし応援への転換を求め、反対討論とします。

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。石田さん。

7番(石田春子君) 7番、石田です。

何度か質問しましたけれども、今後しっかりやっていくと聞いておりますので、賛成いた

します。

議長(杉岡義信君) これで、討論を終わります。

これから、認定第1号、平成27年度笠置町一般会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手多数です。したがって、認定第1号、平成27年度笠置町一般会計 決算認定の件は認定することに決定しました。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時05分

議長(杉岡義信君) 休憩前に引き続き再開します。

議長(杉岡義信君) 日程第 5 認定第 2 号 平成 2 7 年度等置町国民健康保険特別

議長(杉岡義信君) 日程第5、認定第2号、平成27年度笠置町国民健康保険特別会計決算 認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 認定第2号、平成27年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件に ついて提案説明を申し上げます。

平成27年度笠置町国民健康保険特別会計の歳入総額3億3,238万7,605円、歳 出総額2億7,906万8,804円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに5,331万 8,801円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げ ます。

議長(杉岡義信君) 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、認定第2号、平成27年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件について 説明させていただきます。

説明の前に大変申しわけありませんが、訂正箇所がございまして、訂正していただきたい と存じます。

まず、1ページ目になります。

2款使用料及び手数料の中で調定額3万4,700円となっておりますが、こちら3万4,600円。それから隣のページで収入未済額が100円と計上されておりますが、これ

はゼロ円となります。

ページをめくっていただきまして、歳入合計のほうも調定額が3億4,254万2,375円。475円を375円に。それから、収入未済額976万8,220円となっておりますが、ここは120円となります。

それから、事項別明細書のほうでも歳入のところは、これに伴いまして修正となってきます。12ページになります。こちらも3万4,700円となっておりますのが3万4,600円。収入済額と同額の3万4,600円となり、収入未済額はゼロ円となってきます。

事項別明細のこれも20ページになります。

歳入合計3億4,254万2,475円が375円。最後の3桁が375円。これは調定額のほうです。収入未済額のほうも100円減額となりまして、最後の3桁220円が120円と変わります。

お配りしました参考資料のほうは修正したものとなっておりますので、こちらの訂正は不要となりますが、大変申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

それでは、歳入のほうから説明させていただきます。

決算書の1ページからお願いいたします。

歳入につきましては、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。なお、不納欠損額と収入未済額の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

1 款国民健康保険税、3,694万4,000円、4,632万2,542円、3,616万7,772円、38万6,650円、976万8,120円、マイナス77万6,228円。

2款使用料及び手数料、1万円、3万4,600円、3万4,600円、2万 4,600円。

3款国庫支出金、6,603万1,000円、6,149万6,702円、6,149万6,702円、マイナス453万4,298円。

4款療養給付費交付金、863万9,000円、606万5,786円、606万5,786円、マイナス257万3,214円。

5款前期高齢者交付金、5,863万5,000円、5,863万5,860円、

5,863万5,860円、860円。

6款府支出金、1,300万2,000円、3,372万3,114円、3,372万3,114円、3,114円、3,372万

7款財産収入、2万円、5,280円、5,280円、マイナス1万4,720円。

8款共同事業交付金、5,820万6,000円、6,056万7,757円、

6,056万7,757円、236万1,757円。

9款繰入金、1,314万3,000円、1,247万5,230円、1,247万5,230円、マイナス66万7,770円。

10款繰越金、3,334万円、6,294万4,879円、6,294万4,879円、 2,960万4,879円。

11款諸収入、13万7,000円、27万625円、27万625円、13万 3,625円。

3ページをお願いいたします。

歳入合計2億8,810万7,000円、3億4,254万2,375円、3億3,238万7,605円、38万6,650円、976万8,120円、4,428万605円です。

続いて、歳出の説明に移らせていただきます。

5ページをお願いいたします。

歳出につきましても、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を朗 読して説明にかえさせていただきます。

1款総務費、141万1,000円、122万4,962円、18万6,038円。

2款保険給付費、1億8, 852万円、1億8, 182万7, 541円、669万 2, 459円。

3款後期高齢者支援金等、2,384万円、2,383万1,317円、8,683円。

4款前期高齢者納付金等、5万5,000円、1万5,106円、3万9,894円。

5款介護納付金、1,110万8,000円、1,110万7,526円、474円。

6款共同事業拠出金、5, 162万1, 000円、5, 156万6, 091円、5万4, 909円。

7款保健施設費、206万3,310円、186万6,700円、19万6,610円。 8款基金積立金、502万円、500万5,280円、1万4,720円。 7ページをお願いいたします。

- 9款公債費、5万9,000円、ゼロ円、5万9,000円。
- 10款諸支出金、269万7,000円、262万3,044円、7万3,956円。
- 11款予備費、171万690円、ゼロ円、171万690円。
- 12款老人保健拠出金、2,000円、1,237円、763円。

歳出合計は2億8,810万7,000円、2億7,906万8,804円、903万8,196円となります。

最終ページをお願いいたします。実質収支に関する調書となっております。

歳入歳出差引額は5,331万8,801円、実質収支額も同じく5,331万8,801円となっております。以上、国民健康保険の決算認定の件について説明を終わらせていただきます。

議長(杉岡義信君) 監査結果報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員(西岡良祐君) それでは、国民健康保険特別会計の決算報告を行います。

平成27年度における決算額は、歳入総額3億3,238万7,605円、歳出総額2億7,906万8,804円で、歳入歳出差引額5,331万8,801円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税3,616万7,772円(10.9%)、前期高齢者交付金5,863万5,860円(17.6%)、国庫支出金6,149万6,702円(18.5%)、共同事業交付金6,056万7,757円(18.2%)、府支出金3,372万3,114円(10.1%)、療養給付費交付金606万5,786円(1.8%)となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が1億8,182万7,541円と歳出全体の65.2% を占め、後期高齢者支援金等2,383万1,317円(8.5%)、共同事業拠出金 5,156万6,091円(18.5%)となっている。

国民健康保険特別会計は、前年度繰越金が6,294万4,879円とし、本年度の剰余金が5,331万8,801円となっている。当該保険制度上、流動的な要素が多分にあり、医療費の増減については予想が立てにくく、不用額が出ることはいたし方ないものと推察できる。しかし、診療報酬明細書などによる医療費の動向には常に留意するとともに、医療費の抑制を図るためにも、特定健診、保健指導を初めとする予防保健事業の実施に工夫と検討を加えて取り組み、さらなる厳しい状況を想定し対処していく必要がある。

一方、我が国の国民皆保険制度を支える国民健康保険において、この経済不況の折、保険税の税収を確保することは非常に厳しい。当該会計は、収益を目的とするものではなく、地域住民の医療を保障し住民の福祉を増進する目的のものであるが、その支出を目的に税率を調整し税額を算定することとしているため、国民健康保険事業の健全な運営上、税収の確保が非常に重要であり基礎となっている。

今年度における国民健康保険税の収入未済額は976万8,120円と、昨年度の収入未済額1,119万5,642円と比較すると、その未収金額は下がってきている。保険税の徴収には、納税者へのその相互扶助制度と期限内納付を十分に理解いただき、滞納分の徴収については、京都地方税機構と連携を図り、一般税同様、今後もその徴収に努力されたい。

なお、短期健康保険証の発行に当たっては、滞納者の納税への理解に努め、納付を促進するよう強く望むものである。以上です。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

高過ぎる国保料は、全国でも大変問題となっています。国も1984年度には自治体への国保財政への負担割合は2分の1ほどしていましたが、現在では4分の1ほどに落ちています。所得割においては、所得金額の約1割の負担率となっています。また、低収入の方で減免措置があったとしても、病院にかかれば窓口の負担は発生をいたします。そうした中で、少しでも国保税の引き下げを進めていくべきではないでしょうか。一般会計では、単年度の収支で4,500万円ほどの黒字となっております。少しでも一般会計からの繰り入れを国保財政にして、引き下げを進めるべきだと思いますが、この点はいかがでしょうか。答弁を求めます。

議長(杉岡義信君) 税住民課長。

税住民課長(石川久仁洋君) 失礼いたします。ただいまの向出議員の御質問にお答えしたい と思います。

保険料のことで御質問があったわけですが、現在、本町の保険料を毎年、京都府内の各保険者の保険料と比較して検証しているところでございます。その中で、被保数や所得、資産の状況などでそれぞれの市町村国保によって算定方式が異なりますために、それぞれの家族構成ですとか所得において比較することが非常に困難であると。笠置町は特に資産割というものを含んでおりますので、なかなか難しい状況ではあるんですが、27年度の状況ではございますけれども、府内保険者の保険料率を単純に平均値で比較をさせていただきますと、

医療分で資産割と平等割は平均値を上回っておりますが、所得割や均等割は平均値以下となっております。また、後期高齢者支援分では、平均値は486円、平均値を上回っておりますが、それ以外は平均以下でございます。介護分につきましては、全てにおいて平均値よりも下がっているというような結果を見ております。相対的に見まして、本町におきましては平均的な保険料の設定になっているのではないかなというように思って見ております。参考までに申し上げますと、28年度も同様な結果が出ております。

もう1点、御質問がございました。一般会計からの繰り入れをしてはどうかということでございます。これにつきましては、現在、本町の国民健康保険特別会計におきましては、法定内の繰り入れというのをやっておりまして、法定で定められたものについて繰り入れているということでございます。非常に財政も厳しい中でございますし、現在のところ法定内繰り入れということで進めているところでございます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

今、他と比較しての話をされましたけれども、私が言いたいのは、実際の生活者の声、生活状況への配慮だということです。また、単年度を見ても黒字が現実にありますし、約300万円ほどもあれば1世帯当たり1万円の引き下げが可能ではないかと、そういった少額の額なので、皆さんの生活を支えるという意味で、そうした姿勢を示さないのでしょうかということでお聞きをしています。

今の話では、ほかと比較をして平均ぐらいの保険税となっているのでと、また財政も厳しいので繰り入れはしていかないということでしたけれども、皆さん御存じのとおり、年金も減らされるという方向が進められています。また、消費税も3%、5%、8%と引き上がっていき、なかなか生活が現実問題、苦しいという中で、国のこうした国庫負担の削減もある中で、自治体としてやはり住民の生活を守るという姿勢を示していくこと、こういう国の施策、方向はだめなんだという姿勢を示すためにも、もう少し被保険者の方の生活の実態に寄り添った、そういう町財政、町の姿勢を示していただきたいということで答弁を求めています。町長の認識をお伺いしたいと思います。

議長(杉岡義信君) 町長。

町長(西村典夫君) 今、向出議員のほうからお話がございました。一般財源からの繰り入れ をもっと広げて、保険料を下げなさい、そういうふうな指摘もあったわけでございますけれ ども、町といたしましても法定内の繰り入れは既に行っております。一般財源からお金を繰 り入れて保険料を下げる、それは根本的な解決にはつながらないと私は思っております。これから高齢者の方がふえて、給付費がますますふえていく、そういう給付費を抑えていく、そういうことが健康保険税の安くなっていく、そういうことにつながっていくと私は思っておりますので、そういう健康づくり教室だとか、そういういろんな教室、そういうことをもっと盛んに開いて、そういう笠置町として健康づくりのまちづくりを目指していく、そういうことが保険料の下がっていく、そのようにつながると思っておりますので、そういうことに力を入れて、こういうことに取り組んでいきたいと思っております。以上です。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

平成27年度笠置町国民健康保険特別会計決算の反対討論を行います。

当町も含めて全国的にも高過ぎる国保税・料が住民の生活を大変圧迫しています。 1984年度には、自治体の国保財政の国庫負担割合は2分の1ほどでしたが、現在では 4分の1ほどに落ちています。国保財政への支援を求めるべきです。当町における国保税は 所得割で、所得金額の約1割の負担率です。低所得者の方も病気になれば、病院にかかれば 窓口負担も発生してきます。一般会計から繰り入れをふやして、高過ぎる国保税の引き下げ を求めて、反対討論といたします。

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

これから、認定第2号、平成27年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手多数です。したがって、認定第2号、平成27年度笠置町国民健康 保険特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。 議長(杉岡義信君) 日程第6、認定第3号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計決算認定 の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 認定第3号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成27年度笠置町簡易水道特別会計の歳入総額6,347万4,943円、歳出総額6,164万2,257円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに183万2,686円、地方自治法第233条の2の規定により基金に繰り入れる額は92万円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉岡義信君) 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、認定第3号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件につきまして概要説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

決算書につきましては1ページをお願いいたします。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄を数値を朗読して説明にかえさせていただきます。収入未済額の欄がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1款分担金及び負担金、20万5,000円、ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円、マイナス20万5,000円。

2款使用料及び手数料、3,354万5,000円、3,397万9,986円、3,294万9,240円、103万746円、マイナス59万5,760円。

3款財産収入、4,000円、1,893円、1,893円、マイナス2,107円。

4款繰入金、2,849万2,000円、2,742万5,000円、2,742万5,000円、マイナス106万7,000円。

5款繰越金、309万7,000円、309万7,104円、309万7,104円、 104円。

6款諸収入、2,000円、1,706円、1,706円、マイナス294円。

歳入合計は6,534万5,000円、6,450万5,689円、6,347万4,943円、103万746円、マイナス187万57円。

続いて、3ページをお願いいたします。

歳出の説明をさせていただきます。

歳出についても、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の数値を朗読して説明にかえさせていただきます。

1款総務費、967万9、000円、963万8、002円、4万998円。

2款衛生費、2,459万9,000円、2,103万8,460円、356万540円。

3款公債費、3,096万7,000円、3,096万5,795円、1,205円。

4款予備費、10万円、ゼロ円、10万円。

歳出合計は6,534万5,000円、6,164万2,257円、370万 2,743円となります。

続いて、最終ページ、実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。

3番目、歳入歳出差引額は183万2,686円で、実質収支も同じく183万2,686円。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により基金に繰り入れる額を92万円としております。以上、簡易水道特別会計決算認定の説明を終わらせていただきます。

議長(杉岡義信君) 監査結果報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員(西岡良祐君) それでは、簡易水道特別会計について決算報告をいたします。

平成27年度における決算額は、歳入総額6,347万4,943円、歳出総額6,164万2,257円で、歳入歳出差引額183万2,686円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、使用料及び手数料が3,294万9,240円(51.9%)、一般会計と基金からの繰入金が2,742万5,000円(43.2%)となっている。

歳出の主な内訳は、公債費が3,096万5,795円(50.2%)、衛生費が2,103万8,460円(34.1%)となっている。

平成24年10月に水道料金が改定されてはいるものの、依然として一般会計から財源補 填額を繰り入れている。

繰入金の内容としては、一般会計からの繰り入れ基準となっている起債償還分 1,670万4,000円、児童手当分24万円ほか、起債償還財源補塡分として898万 1,000円となっている。これは当該会計における一般財源の不足があることと理解でき る。

決算額が示すとおり、当該会計における一番の支出費目は公債費となっている。この公債

費は水道施設の建設費等に充てられた企業債の償還であるが、その性質上、償還期間はそのほとんどが20年以上と長く設定され、単年度支出を平準化していることとしても、現状では歳出の約5割を占めている。当町の水道供給人口が低いことなどが原因となり、水道使用量が伸び悩んでおり、結果として一般会計からの繰り入れ補塡に頼っているところとなっている。

そもそも人口規模が少ない町における給水量の少なさに加え、さらなる人口減少等に伴い、 供給量が減ってきている状況下において、安易に水道料金の引き上げを行うことで公営企業 としての独立採算制を見込むことはかなり難しい。従来から料金確保対策や歳出削減策を少 ない職員体制の中でも努力されており、さらなる増収並びに支出削減は困難であると思われ るが、水道水の供給は住民の生活のライフラインであることから、施設の安定した運行と長 寿命化を図り、今後の施設の修繕、改修を計画し、経営方針を明確にするとともに、能率的 かつ効率的な経営基盤を模索し、健全な運営に努められたい。以上です。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

平成27年度笠置町簡易水道特別会計決算について反対討論を行います。

当町は消費税8%への増税分、水道料金を引き上げ、消費税を肯定する立場に立っています。消費税は低所得者ほど重くのしかかる税金であり、また社会保障の充実を口実に引き上げられてきましたが、社会保障は悪くなる一方です。さらに、不景気を招く問題だらけの税です。国は一方で大企業やお金持ちへの減税を進め、ますます格差を広げています。こうした逆立ちした税制を改めれば、消費税に頼らず社会保障を充実させる財源は十分につくれます。当町の役割は、消費税増税分を住民に負担させることではなく、国への税制の抜本的な見直しと消費税増税中止を求めることです。以上を反対の理由として、反対討論を終わります。

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

これから、認定第3号、平成27年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手多数です。したがって、認定第3号、平成27年度笠置町簡易水道 特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午前11時46分

再 開 午後 1時00分

議長(杉岡義信君) 休憩前に引き続き再開します。

議長(杉岡義信君) 日程第7、認定第4号、平成27年度笠置町介護保険特別会計決算認定 の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 認定第4号、平成27年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

平成27年度笠置町介護保険特別会計の歳入総額2億6,141万2,450円、歳出総額2億4,259万6,653円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに1,881万5,797円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉岡義信君) 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、認定第4号、平成27年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について概要 を説明させていただきます。

まず、歳入から説明させていただきます。

決算書につきましては1ページをごらんいただきたいと思います。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較の欄の数値を朗読させていただくことで説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、収入未済額の欄の数値がゼロ円の場合は割愛させていただきますので、よろしくお

願いいたします。

まず、1款保険料4,935万1,000円、4,719万80円、4,574万690円、144万9,390円、マイナス361万310円。

2款使用料及び手数料、1,000円、2,600円、2,600円、1,600円。

3款国庫支出金、6,030万1,000円、6,686万7,393円、6,686万7,393円、6,56万6,393円。

4款支払基金交付金、6,881万3,000円、6,796万1,013円、6,796万1,013円、マイナス85万1,987円。

5款府支出金、3,674万3,000円、3,713万8,094円、3,713万8,094円、3,9万5,094円。

6款財産収入、1,000円、44円、44円、マイナス956円。

7款繰入金、3,438万2,000円、3,291万9,291円、3,291万9,291円、マイナス146万2,709円。

8款繰越金、402万4,000円、1,019万5,240円、1,019万5,240円、617万1,240円。

9款諸収入、23万5,000円、58万8,085円、58万8,085円、35万 3,085円。

歳入合計は2億5,385万1,000円、2億6,286万1,840円、2億6,141万2,450円、144万9,390円、756万1,450円です。

続いて、歳出の説明に移らせていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を朗 読させていただき説明とさせていただきます。

1款総務費、235万1,000円、212万2,680円、22万8,320円。

2款保険給付費、2億4, 478万9, 000円、2億3, 527万5, 621円、 951万3, 379円。

3款地域支援事業費、536万6,000円、496万1,902円、40万4,098円。

4款基金積立金、1,000円、44円、956円。

5款公債費、3万円、ゼロ円、3万円。

6款諸支出金、31万4,000円、23万6,406円、7万7,594円。 歳出合計が2億5,385万1,000円、2億4,259万6,653円、 1,125万4,347円です。

続いて、最終ページにございます実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入歳出差引額は1,881万5,797円で、実質収支も同じく1,881万5,797円となっております。以上、介護保険特別会計決算について説明を終わらせていただきます。

議長(杉岡義信君) 監査結果報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員(西岡良祐君) それでは、介護保険特別会計の監査報告を行います。

平成27年度決算額は、歳入総額2億6,141万2,450円、歳出総額2億4,259万6,653円で、歳入歳出差引額1,881万5,797円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、保険料4,574万690円(17.5%)、支払基金交付金6,796万1,013円(26.0%)、国庫支出金6,686万7,393円(25.6%)、府支出金3,713万8,094(14.2%)となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が2億3,527万5,621円(97.0%)、地域支援事業費は496万1,902円(2.0%)となった。

当町では65歳以上の人口が約4割を占めるほど高齢化が進み、高齢者のみの世帯や独居世帯が年々増加している。このため老々介護や家族だけで介護を行うことが困難である状況が進んでおり、家族及び高齢者の大きな不安要素となっているのが実情である。介護保険制度が安定した制度として維持していくためにも、介護予防事業や健康づくりの取り組みの充実を図られるよう希望する。

なお、当会計を支える第1号被保険者についての保険料の収入未済額が144万9,390円となっている。保険料はサービスを提供する貴重な財源であることから、今後も未納者に対し制度の理解と徴収の促進に努力されたい。以上です。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

平成27年度介護特別会計決算について反対討論をいたします。

当町は第6期、2015年度から2017年度の介護保険料を大幅に引き上げました。世帯全員町民税非課税で本人の公的年金など収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合の保険料は、前期は2万9,400円、今期は年3万4,500円と年5,100円もの増額です。これほど低い収入で、これほどの負担を求めることは大変な問題で、当町の住民の福祉向上、暮らしへの姿勢が問われます。介護保険料の引き下げ、減免の拡充、介護保険制度充実のためには国の施策、態度を改めさせ、支援を求めることが必要です。当町にはそうした姿勢が見られません。ただ国の施策に従うばかりです。当町が高齢者の切実な問題である介護保険制度の抜本的な改善に取り組むよう求め、反対討論とします。

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

これから、認定第4号、平成27年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手多数です。したがって、認定第4号、平成27年度笠置町介護保険 特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長(杉岡義信君) 日程第8、認定第5号、平成27年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 認定第5号、平成27年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件 について提案説明を申し上げます。

平成27年度笠置町後期高齢者医療特別会計の歳入総額6,250万1,706円、歳出総額6,201万7,361円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに48万4,345円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉岡義信君) 本件の概要説明を求めます。会計管理者。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

認定第5号、平成27年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定につきまして概要説明をさせていただきます。

まず、歳入のほうで、決算書につきましては1ページをお願いいたします。

こちらも、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、 予算現額と収入済額との比較の欄の数値を朗読して説明にかえさせていただきますので、よ ろしくお願いいたします。

なお、不納欠損額及び収入未済額の欄の数値がゼロ円となっております場合は割愛させて いただきますので、御了承ください。

まず、1款後期高齢者医療保険料2,148万9,000円、2,018万6,738円、1,997万2,930円、18万3,606円、3万202円、マイナス151万6,070円。

2款使用料及び手数料、5,000円、6,300円、6,300円、1,300円。

3款繰入金、4,220万8,000円、4,172万1,703円、4,172万 1,703円、マイナス48万6,297円。

4款繰越金、20万円、47万8,792円、47万8,792円、27万8,792円。 5款諸収入、59万4,000円、32万1,981円、32万1,981円、マイナス 27万2、019円。

歳入合計は6,449万6,000円、6,271万5,514円、6,250万 1,706円、18万3,606円、3万202円、マイナス199万4,294円となっ ております。

続きまして、3ページ、歳出の説明をさせていただきます。

こちらは、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を朗読させていただき説明とかえさせていただきます。

1款総務費、25万円、5万1,476円、19万8,524円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、6,335万4,000円、6,158万8,405円、176万5,595円。

3款諸支出金、21万1,000円、5万9,560円、15万1,440円。

4款保健事業費、58万1,000円、31万7,920円、26万3,080円。

5款予備費、10万円、ゼロ円、10万円。

歳出合計は6,449万6,000円、6,201万7,361円、247万 8,639円となっております。

続いて、最終ページにございます実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入歳出差引額は48万4,345円、実質収支額も同じく48万4,345円となって おります。以上で後期高齢者医療特別会計の歳入歳出について説明を終わらせていただきま す。

議長(杉岡義信君) 監査結果報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員(西岡良祐君) それでは、後期高齢者医療特別会計の監査報告をいたします。

平成27年度決算額は、歳入総額6,250万1,706円、歳出総額6,201万7,361円で、歳入歳出差引48万4,345円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、後期高齢者医療保険料1,997万2,930円(32.0%)、一般会計からの繰入金4,172万1,703円(66.8%)となっている。

歳出の主な内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金が6,158万8,405円と全体の99.3%を占めている。

当該会計における保険料の普通徴収分の不納欠損額として18万3,606円を計上している。他の会計同様、債権徴収についてはその趣旨を十分理解し、高齢化の進む当町としては、当該会計も後期高齢者に係る医療費の増減のため不確定要素によって左右されるという流動的性質が多分にあるとは思われるが、保険料については督促状の発布等、滞納額が増加しないように徴収され、効率的な財政運営を図ることを期待いたします。以上です。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。瀧口君。

5番(瀧口一弥君) 5番、瀧口です。

後期高齢者医療特別会計ですけれども、先ほど監査報告でもありましたとおり、町からの 繰入金の額がほぼ68%となっております。ほかの保険特別会計を見ておりますと、介護保 険、国民健康保険等は国の支出金、また府支出金並びに介護保険では国庫支出金、府支出金 等がございますが、この後期高齢者医療特別会計には、歳入の部でそういう項目がございま せん。今後、こういう歳入がもう全然ないのか、あるのか、見通しがあればお聞かせ願いま す。

議長(杉岡義信君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。ただいまの瀧口議員の御質問でございます。 歳入も歳出もそうでございますが、大半を占めている納付金の性質上の御質問であったと 承知しております。ちょっと最後のほう、聞き取れないところがございまして、その分は再 質問していただければありがないかと思います。

その性質でございますが、補助事業というのは、この特別会計の中では人間ドックに対する補助金というのが特別会計でされております。その中は、歳入でいえば雑入になります。 7ページ、8ページの最終の行になります。特別対策事業補助金32万1,594円というのが補助金に当たるものでございまして、これはちなみに10人ほど受けられた事業費に対する補助金でございます。

介護とか国保とかとちょっと違うところは、事業に対しての補助金はこれのみとなっておりまして、大半は被保険者の皆さんからいただいた保険料、それから笠置町でかかった後期高齢者医療の分の12分の1の額、それから保険料を軽減しております軽減分の負担金、一般会計で4分の3の府の補助金が出ています。そこへ4分の1の町単費をつけ足して、後期高齢に繰り出して、そのお金を広域連合に繰り出していると。この金額が主に納付金の性質を構成しておるところでございます。介護、国保とは違うところは、主にそういうところでございます。以上でございます。

## 議長(杉岡義信君) 瀧口君。

5番(瀧口一弥君) 5番、瀧口です。

今の答弁では、4分の3が府の交付金で、4分の1が町の持ち出しだとお伺いしましたが、 一般会計からの繰入金ということで、一旦、一般会計のほうへ府からの支出金を入れて、こ こから町の繰入金としているわけですね。わかりました。

それで、先ほど答弁を求めたんですけれども、国からのほうの補助金ですか、交付金というのは、もう今後一切入らないかどうかということもあわせて質問したんですけれども、それの答えは出ておりませんので、一つ、国のほうからはどうですか。どういう指針を持っておられるのか、わかりましたらお答え願いたいと思います。

#### 議長(杉岡義信君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。

ただいまの御質問でございます。国からの交付金、補助金、負担金等はあるのかどうかということでございますが、町の後期高齢者医療特別会計ではございません。関連する健康づくり事業、後期の住民健診は一般会計でやっておりますので、そこは後期の特別会計の枠には入っていないわけなんですが、そういうことで国庫補助対象があるとすれば、そういうのが入ってくることになろうかと思いますが、この後期の特別会計内での国庫補助金はありま

せん。

それと、連合のほう、京都府の連合の中には、当然、府の補助金も直接にそこに運営費として入っておられますし、国庫のほうも入ってきているというふうなことでございまして、 財政の運営が京都府でございますので、そういう仕組みになっているというふうなことでございます。以上です。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番(向出 健君) 2番、向出です。

平成27年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算の反対討論を行います。

後期高齢者医療の保険料は都道府県ごとに決められ、京都府の後期高齢者医療の保険料は制度開始から全般的に引き上げられてきました。後期高齢者に手厚い医療をうたっていますが、低所得者の方にも負担増を求めており、暮らしの実態への配慮がありません。後期高齢者の制度は75歳以上の後期高齢者を被保険者としていますが、医療費がかさむ年齢には個人差があり、75歳以上で線引きすること自体に無理があります。後期高齢者医療制度は根本的に差別医療制度であり、大変問題のある制度です。後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者の安心の医療の充実とともに高齢者の暮らしに寄り添う医療制度を求め、反対討論とします。

議長(杉岡義信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

これから、認定第5号、平成27年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手多数です。したがって、認定第5号、平成27年度笠置町後期高齢 者医療特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。 議長(杉岡義信君) 日程第9、議案第31号、平成28年度笠置町笠置会館耐震補強改修及 び大規模修繕工事請負契約の締結の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第31号、平成28年度笠置町笠置会館耐震補強改修及び大規模修 繕工事請負契約の締結の件について提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、笠置会館の耐震改修と老朽化した施設の修繕を行うもので、9月2日に入札、執行された本工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。よろしく御審議の上、採択賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。人権啓発課長。

人権啓発課長(増田好宏君) 失礼します。

議案第31号、平成28年度笠置町笠置会館耐震補強改修及び大規模修繕工事請負契約の 締結の件の御説明をさせていただきます。

本議会で上程しています平成28年度笠置町笠置会館耐震補強改修及び大規模修繕工事につきましては、去る8月8日に業者選定委員会を経て、町内3社をもって9月2日に指名競争入札を実施いたしました。その結果、株式会社森本組が落札しまして、契約金額5,263万9,200円で工事請負契約を締結しようとするものであります。工期につきましては、議決の日の翌日から平成28年12月28日を予定しております。以上です。

議長(杉岡義信君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。西岡君。

6番(西岡良祐君) 6番、西岡です。

会館の耐震補強改修ということでやられるんですけれども、これは一応、世間一般に言われている震度7程度には耐えられるような改修になっているとか、その辺のことと、それから主な改修内容、今、バリアフリー化されるとかいろいろあると思うんですけれども、主な改修内容と、ちょっと説明願えますか。

議長(杉岡義信君) 人権啓発課長。

人権啓発課長(増田好宏君) 失礼します。

西岡議員の御質問にお答えさせてもらいます。

基本的に Is 値で、笠置会館は社会福祉施設でございまして 0.6 以上の数値が必要となります。それは震度 7 に対しての数値でございます。ただ、笠置会館は付近住民の方の避難

施設、また窓口業務も実施しているということで、一段上の学校と同じ基準を採用しました。 結果として、社会福祉施設以上の0.7を採用しております。それによりまして、より強度 なものができるというふうに考えております。

工事の内容としましては、耐震補強は現在の調理室の窓側のほうにK型のH鋼ブレスというやつを向かい合わせで設置するということで、それでほかの場所を数カ所とっているんですが、給食室のところが一番弱い数値が出ておりまして0.61という数値が出ております。そういうことで、K型ブレスを設置して、震度7に耐え得る0.7の数値をクリアしますという結果でございます。

主な改修につきましては、今言いました耐震補強以外に玄関扉の改修及びバリアフリー化 ということで、両開きの自動ドアを設置しまして、玄関からホールにつなぐ段差を今、仮に スロープをつけておりますが、それを車椅子で入れるように、入場が楽になるようにするこ とと、窓口受付との動線を完全に分けてしまいます。1階、2階の通路及び各部屋の床面、 壁面、天井を改修いたします。きれいにするという意味でございます。今ありますボードや アスベスト材につきましても調査して、その辺も発がん性物質がないようなものであるとい うことを確認して廃棄します。1階、2階のトイレの改修、現在は1階、2階とも8センチ 近い段差がありますが、これも段差を極力なくすと。ただ、水も使う関係もありますので、 2センチ程度は段差ができるかなというふうに考えております。 電気等も交換しまして、き れいにするのと、手すり等を設置します。あと、1階、2階の木製建具があるんですが、老 朽化がひどいため、鋼製の建具に変更するということを考えております。それにより、すき 間やゆがみが解消されると。1階、洋室が2つ、昔増築したのがあるんですが、その増築し た部屋の雨漏りがきついために、この屋根を、鋼製の屋根を改修します。雨漏りをとめるた めでございます。あと、電気設備の改修ということで、全館の電灯をLEDに交換します。 空調設備の改修で、現在の空調設備が全く用を足さないものとか、画面が全く見えないもの、 古くなっているのでそれらの交換もできないので空調設備を一新します。あとは外壁のクラ ックとか、そういうものを改修しまして、防水塗装を行います。先ほどのをあわせて耐震補 強が入ります。が、主な工事の概要でございます。

議長(杉岡義信君) 西岡君。

6番(西岡良祐君) 6番、西岡です。

大体わかりました。それだけ大分よくなると思います。ということは、Isの0.7、震度7以上には耐えられるという形の学校並みの強度になるということでよろしいですね。

それと、これは12月28日まで工期ということですけれども、その間の運用上の問題というのは特にないんですか。

議長(杉岡義信君) 人権啓発課長。

人権啓発課長(増田好宏君) すみません。あわせて御説明したらよかったんですが、現在、 隣保館デイサービス事業でお年寄りがずっと来ていただいているんですけれども、それにつ いては建設課の協力を得まして、住宅の集会所、あれをきれいに片づけて今現在もう使用し ております。そちらのほうで朝から夕方まで、お年寄りはそちらのほうに詰めていただいて おります。

もう1点は、去年まで同じくデイサービス事業でやっていたんですけれども、ことしから は地域交流事業にかわりました給食サービス事業を、それについては、きれいな調理場とい うのか大きな調理場が必要なので、西部区の集会所、これは区長さんにお願いしまして、そ こを借りる形をとりました。

あと、一般の窓口業務につきましては、私らが、職員が部屋を転々とすることになりますので、現在は事務室は空っぽになっておりまして、奥の今まで相談室に使っていた部屋に机等を持っていって、パソコンのケーブル等を伸ばして使用しております。工事としましては、事務室だけを、二度手間になるんですが、事務室だけを先に完成させていただいて、もとへ戻った中でほかの部屋を一遍にするという形をとっていただく形になっております。業務の窓口業務はそういう形で現在も実施しておりまして、笠置会館は工事中になりますが、あと相談事業、住民からの相談につきましても今の現在のあいている部屋、工事に着手していない部屋のほうを利用させてもらって、そこも転々した中でちょっと相談事業に対処していきたいというふうに考えております。主な業務はそういうことなんですけれども、一般業務はそういう形で会館で今も実施しておりますし、これからも実施していくという形をとっております。以上です。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第31号、平成28年度笠置町笠置会館耐震補強

改修及び大規模修繕工事請負契約の締結の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙 手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、議案第31号、平成28年度笠置町笠置会 館耐震補強改修及び大規模修繕工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は9月21日午前9時30分から開会します。通知は省略します。 本日は御苦労さんです。

散 会 午後1時45分